

令和3年11月30日召集

## 令和3年度11月定例総会議事録

新潟市南区農業委員会

# 新潟市南区農業委員会 令和3年度11月定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月30日(火) 午後2時55分から午後3時45分

2. 開催場所 南区役所庁舎4階 講堂

3. 出席委員(18人)

会長(議長)	4番	原	平一		
委員	2番	羽入	一則		
	3番	伊勢亀	裕二	5番	塩原信子
	6番	知野	勉	7番	堤一郎
	8番	小林	裕	9番	平原大悟
	10番	帯瀬	和幸	11番	曾山茂
	12番	伊藤	隆	13番	阿部源一郎
	14番	高橋	潤一	15番	阿部信哉
	16番	齋藤	雅美智	17番	野澤秀子
	18番	田村	常一	19番	清水昭

4. 欠席委員(1人) 1番 野内健一

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員選出

第3 議事

議案 第44号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案 第45号	白根農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
議案 第46号	農地法第4条許可申請に関する処分決定について
議案 第47号	事業計画変更承認申請に関する処分決定について
議案 第48号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について

追加議案

議案 第49号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について
報告事項	新潟市農用地利用配分計画(案)について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について

第4 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小沢昌己
事務局次長	滝沢秀樹
農地係長	岡田明
農政振興係長	和田友宏

## 7. 会議の概要

事務局長	<p>定刻より若干早いですが、委員の皆様、お集まりですのでこれより始めさせていただきます。</p> <p>1番 野内委員から欠席の連絡が来ております。それでは、会長からごあいさつを頂き、引き続き総会の議事の進行をお願いいたします。原会長お願いします。</p>
会 長	<p>&lt;あいさつ&gt;</p>
議 長	<p>ただ今から、11月定例総会を開会いたします。当委員会会議規則第4条で定める定足数に達しておりますので、当総会は成立しております。議事日程に従いまして、まず規則第14条第2項に基づき、議事録署名委員の選出について、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしの声ですので、13番 阿部 源一郎委員、15番 阿部 信哉委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議案に入る前に、報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本日の議案に関係がありますので、他の案件に先立ち報告することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしとの声ですので、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>資料1、議案書7ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、ご説明いたします。賃貸借を合意解約した旨の通知を受理したのは、白根地区14件、味方地区2件、月瀉地区4件でございます。7ページ1号から4号は賃借人の変更による解約で、1号は議案第44号、中間管理、新規2号の関連案件、2号は議案第44号、一般案件、新規2号の関連案件、4号は議案第44号、一般案件、新規7号の関連案件です。8ページ以降は、記載のとおり解約内容で合計20件を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。これよりご質問をお受けしますが、ご発言に際しまして、挙手の上、議席番号とお名前を言ってから、ご発言いただくようお願いいたします。それでは、ただいまの説明についてご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議 長

ご質問、ご意見はないようですので、議事日程に沿って進めます。

はじめに、議案第44号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、提案いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第44号 新潟市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。資料2-1、新潟市農用地利用集積計画の決定について、をご覧ください。今回は新規の案件が利用権設定17件、売買2件、合計19件、利用権の更新が33件となります。申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。従いまして、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対し要請するものです。

資料2-1、①一般案件の表紙をめぐっていただいて、令和3年11月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。新規について、白根地区、利用権設定、契約期間3年、件数1件、田、7,683㎡、利用権設定、契約期間10年、件数13件、田、129,976㎡、畑、389㎡、所有権移転、売買2件、田、11,167㎡、合計で件数16件、面積149,215㎡です。次に、味方地区、利用権設定、契約期間10年、件数3件、田、44,480㎡です。

続いて、次のページ、更新について、白根地区、利用権設定、契約期間6年、件数2件、田、14,221㎡、契約期間10年、件数17件、田、114,138㎡、畑、2,480㎡、合計で件数19件、面積130,839㎡です。次に、味方地区、利用権設定、契約期間3年、件数3件、田、35,013㎡、契約期間6年、件数1件、田、14,417㎡、約期間10年、件数7件、田、91,655㎡、合計で件数11件、面積141,085㎡です。次に、月潟地区、利用権設定、契約期間10年、件数3件、田、26,756㎡、畑、469㎡、合計で件数3件、面積27,225㎡です。一枚めぐっていただいて、契約期間ごとの合計ですが、利用権設定の契約期間3年が4件、田で42,696㎡、契約期間6年が3件、田で28,638㎡、契約期間10年が43件、田畑合計で410,343㎡、所有権移転が売買2件、田で11,167㎡、農地異動の合計は52件、面積492,844㎡となります。詳細につきましては、議案書の3枚目以降となります。一覧表の右上にカッコ書きでページ番号を記載しています。

新規の利用権設定については1ページから4ページの1号から17号です。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積について記載しています。内容欄には支払方法、10a当たりの借賃、支払い期限、契約の開始期、終期の期間が記載されています。

次に、利用権の更新については5ページから11ページの1号から33号です。記載項目につきましては新規の利用権設定と同様です。賃借期間の終期に合わせて、利用権の再設定をするものとなります。令和4年3月に期間が終了する契約について、令和3年10月に受け手、出し手の双方に終期、更新の通知書を送付しています。

次に、所有権移転の売買については12ページの1号、2号です。農地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積について記載しています。内容欄には支払方法、支払の総額と10a当たりの価格、支払期限、移転、引渡時期が記載されています。売買の申請案件につきましては、譲渡人と規模を拡大したい意向のある譲受人との相談の結果、話がまとまったものです。

次に、利用権の移転についてです。13、14ページをご覧ください。利用権の移転6件、筆数13筆、面積合計14,010㎡です。利用権を移転する農用地の地番、地目、面積、利用権の移転を受ける者、移転する者、所有権等を有する者、移転する利用権の内容、被移転人の経営内容、移転人の経営面積について記載しています。移転する利用権欄には権利、利用権の種類、利用権の内容、移転する利用権の開始期、終期、借賃、支払い方法が記載されています。

続いて、資料2-2、②農地中間管理事業関連の表紙をめくっていただいて、令和3年11月の利用権促進事業、農地中間管理事業地区別実績表をご覧ください。新規の利用権設定について、白根地区、契約期間3年、件数1件、田、5,494㎡、契約期間10年、件数14件、田、1,03,500㎡、合計で件数15件、面積108,994㎡です。農地異動の合計も、同じく件数15件、面積108,994㎡となります。詳細につきましては、1枚めくっていただいて、1ページから3ページの1号から15号となります。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積については記載のとおりです。

ここで、先月の定例総会において帯瀬委員からご質問のありました、新潟県農林公社の経営面積について説明させていただきます。今月の中間管理事業に関する案件については、全て167aとなっておりますが、この内訳は西蒲区、江南区、秋葉区にお住まいの方が所有する、西蒲区、長岡市、燕市、田上町の農地15筆に関するものとなっております。経営面積がゼロにならない理由は、市外に農地を所有している方について、該当市町村から情報提供があった場合に、所有者から中間管理機構への集積についてのみ入力されている事例があり、中間管理機構から耕作者に対して配分されていると考えられるものの、新潟市内の農業者への配分ではないため、中間管理機構どまりで処理せざるを得ず、その分の経営面積が新潟県農林公社に計上される形となるためです。先月の議案書のように、同一月の申出なのに経営面積に違いが生じる理由としては、受け手、出し手となる中間管理機構のコードについては、全市共通で同じものを使用しているため、他区分を含めて月の途中で台帳が修正されることにより、その前後で面積に違いが生じることになると考えられます。他区では議案書の中間管理機構の経営面積を消しているとのことでしたので、12月総会分から、集積計画、配分計画ともに新潟県農林公社の経営面積は空欄として作成します。以上で説明を終わります。

議 長

事務局からの説明が終わりました。ここで資料2-1、議案第44号に委員の関連案件がありますので、先議を行います。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員は、その議事に参与することができないこととなっております。

一般案件、3ページ、新規14号の関係委員は退室をお願いします。

(3番 伊勢亀委員 退室)

議 長 それでは、利用集積計画の一般案件、新規14号について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長 ご質問、ご意見がありませんので、只今の案件についてお諮りいたします。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声ですので、利用集積計画の一般案件、新規14号について、提案のとおり承認と決定いたします。関係委員に入室いただいでください。

(3番 伊勢亀委員 入室)

議 長 それでは、先議した案件以外の議案第44号について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長 ご質問、ご意見がありませんので、只今の案件についてお諮りいたします。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声ですので、議案第44号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、提案のとおり承認と決定いたします。

次に、議案第45号 白根農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、提案いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 資料1、議案書1ページになります。また、追加資料として、変更箇所の位置図を本日お配りしておりますので、ご覧ください。議案第45号、白根農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、ご説明いたします。

1、農地転用可能見込みについてご覧ください。変更申し出者の氏名、住所は記載のとおりです。変更箇所の土地の所在につきましては、戸頭の田、2筆6,831㎡、変更後の用途につきましては、ストックヤードの拡張及び付替え道路の設置でございます。農地転用許可見込みについては、申請地が農用地区域から除外された場合、農地法第4条第6項第1号ロで規定する、集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地として、第1種農地に該当し、転用は原則不許可であります。拡張に係る部分の敷地が既存敷地に隣接し、既存敷地面積の2分の1を超えない拡張であることから、不許可の例外、既存敷地の拡張にあたり、許可することができるかと判断されます。

2をご覧ください。白根農業振興地域整備計画の変更が及ぼす影響についてご説明いたします。農業振興地域整備計画の変更は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に該当し、計画の変更は止むを得ないものと判断されることから、周辺農地や地域農業に支障が生じないよう十分に配慮され、土地利用計画に基づいた実施をお願いし、工事は農地転用許可後に着工するよう回答するものです。以上で説明を終わります。

議長 つづきまして、農地部会の報告を、農地部会長の12番 伊藤委員からお願いいたします。

農地部会長 去る、11月25日 午後3時から、第2回農地部会を開催いたしましたので、ご報告いたします。議題は白根農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、協議いたしました。

産業振興課職員より、農業振興地域整備計画の変更について説明を受け、事務局より農地転用見込み、農業振興地域整備計画の変更が及ぼす影響についての説明を受け協議いたしました。今回の農業振興地域の変更理由につきましては、ストックヤードの拡張及び付替え道路の設置であります。既存敷地内で事業を行ってきましたが、事業の拡大に伴いストックヤードが不足する状態が続いていることから、このたび、隣接地への拡張を行うため、農用地の除外をするものです。なお、農地転用見込みについては、事務局より説明があったとおり、許可できるものと判断しております。また、農業振興地域の変更が及ぼす影響については、周辺農地や地域農業に支障は生じないと判断し、提案いたしましたのでよろしくをお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 事務局からの説明と農地部会長の報告が終わりました。ただいまの説明及び報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長 ご質問、ご意見がありませんので、議案第45号についてお諮りいたします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしの声ですので、議案第45号 白根農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、提案のとおり決定いたします。

つづきまして、議案第46号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、議案第47号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、議案第48号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、追加議案第49号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、一括して提案いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

資料1、議案書2ページをご覧ください。議案第46号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、ご説明いたします。白根地区2件でございます。

白根地区1号の申請地は、東笠巻の田1筆、畑1筆で転用目的が太陽光発電設備の敷地となっています。1号の申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表、1ページ、2ページに記載のとおり、農業振興区域内にある農用地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し、許可相当と判断しております。続いて、白根地区2号の申請地は、西笠巻、西笠巻新田の畑3筆で転用目的が住宅敷地の拡張です。2号の申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表、3ページ4ページに記載のとおり、集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地として、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し、許可相当と判断しております。

続いて、議案書3ページをご覧ください。議案第47号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、ご説明いたします。味方地区1件でございます。

申請地は西白根で、当初計画者が昭和59年に農地法第5条許可を受け、申請地の所有権移転を行いました。現在まで着工に至らず、承継者が事業計画を変更する内容となっています。

続いて、4ページ、議案第48号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、ご説明いたします。味方地区1件、白根地区3件でございます。

味方地区1号ですが、議案第47号 事業計画変更承認申請に伴う5条許可申請で申請地は同一です。転用目的は住宅敷地の拡張となります。1号の申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表、5ページ、6ページに記載のとおり、集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地として、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し、許可相当と判断しております。続いて、白根地区2号と3号の申請地は、山崎興野の畑3筆で転用目的が個人住宅建築敷地です。2号と3号の申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表、7ページから10ページに記載のとおり、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連坦している地域として、第3種農地に分類され、許可相当と判断しております。続いて、白根地区4号の申請地は、下木山の畑1筆で転用目的が露天駐車場敷地です。4号の申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表、11ページ12ペ



一に記載のとおり、集团的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地として、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し、許可相当と判断しております。

続いて、議案書5ページをご覧ください。追加議案第49号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、ご説明いたします。白根地区1件、月潟地区1件でございます。

白根地区1号は、贈与により所有権を移転するもの、次の月潟地区2号は、売買により所有権を移転するものです。1号と2号、いずれの申請も、当日配布資料の13ページ14ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると判断できます。

なお、議案第46号、議案第47号、議案第48号、追加議案49号は、いずれの議案も調査委員会に付されております。以上で説明を終わります。

議長 つづきまして、調査委員会の調査結果について、第2調査委員長の13番 阿部 源一郎委員から報告をお願いいたします。

第2調査委員長 去る、11月25日 午後2時から、第2調査委員会を開催しましたので、ご報告いたします。調査委員会に付託された案件は、農地法第4条許可申請が2件、事業計画変更承認申請が1件、農地法第5条許可申請が4件、農地法第3条許可申請が2件です。

資料1の議案書2ページ、農地法第4条許可申請の1号ですが、転用者の代理人からおいでいただきました。申請地は、東笠巻の畑、面積は1,373㎡のうち2,24㎡になります。転用目的は、太陽光発電設備の設置で、一時転用の期間は3年間です。転用者は、平成28年に一時転用の許可を受けましたが、来年の1月に期限をむかえることから、さらに3年間の延長をするため申請しました。下部農地にはカボチャを栽培し、平均的な単収の8割を確保していること、また、周辺農地に支障を及ぼしていないことを確認しました。申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外として、仮設工作物の設置、その他一時的な利用に供するためのものに該当し、新潟市長及び土地改良区の同意も得ていることから、許可相当と判断し、下部農地の適切な営農を確保するよう指導しました。

続いて、4条許可申請の2号です。転用者の代理人からおいでいただきました。申請地は、西笠巻の畑、面積は461㎡で、転用目的は、住宅敷地の拡張です。転用者は、奥の住宅を改築する際、周辺の状況調査をしたところ、前面の畑を農地転用の許可を受けないまま、住宅敷地として利用していることが判明しました。今回、始末書を提出し違反状態を解消するため申請しました。申請地の農地区分は、10ha以上の農地の集団性があるため、第1種農地に分類されますが、不許可の例外の拡張に係る部分の敷地面積が、既存敷地の面積の2分の1を超えないことから、土地改良区とも協議済みで排水関係も問題ないことから、違反転用ではありますが、追認で許可相当と判断し、今後は、農地法を遵守するよう指導しました。

続いて、資料1の議案書3ページ、事業計画変更承認申請1号及び4ページ、農地法第5条許

可申請の1号ですが関連がありますので併せて説明いたします。転用者の代理人からおいでいただきました。まず、事業計画変更承認申請です。申請地は西白根で面積は205㎡になります。当初計画者が住宅を建築する目的で転用許可を受け、申請地を売買により購入しましたが、現在に至るまで着工に至っていません。当初の転用目的達成が困難なことから、承継者である個人が転用目的を住宅敷地拡張に変更して利用する計画です。この事業計画変更承認申請と共に新たな5条許可が4ページ、農地法第5条許可申請の1号になります。所有者は当初計画者、転用者は承継者になります。申請地は変更承認と同一農地で、契約内容は売買になります。承継者である転用者は、申請地のとなりに居住していますが、自家用車の駐車場が不足していることから、宅地の拡張を行い露天駐車場にする計画です。申請地は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外として、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、排水関係も問題無いことから許可要件に該当していると判断し、それぞれ許可後に工事を行うよう指導しました。

続いて、5条許可申請の2号と3号ですが、内容が同じため併せてご説明します。転用者の代理人からおいでいただきました。申請地は、山崎興野の畑、面積は198㎡と167㎡で、転用目的は、個人住宅建設敷地です。転用者はそれぞれ、アパートで生活していますが、子供が生まれ手狭になることから、戸建て住宅を建築するため申請しました。申請地の農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連坦している地域に該当し、第3種農地に分類され、建設課とも協議済みで排水関係も問題ないことから、許可相当と判断し、許可後に工事を行うよう指導しました。

続いて、5条許可申請の4号ですが、転用者からおいでいただきました。申請地は、下木山の畑、面積は344㎡で、転用目的は、露天駐車場敷地です。転用者は、隣地で化粧品販売業を営んでいますが、お客様や事業関係者の駐車場が不足しており、敷地を拡張して露天駐車場とするため申請しました。申請地の農地区分は、10ha以上の農地の集団性があるため、第1種農地に分類されますが、不許可の例外の拡張に係る部分の敷地面積が、既存敷地の面積の2分の1を超えないことから、土地改良区とも協議済みで排水関係も問題ないことから、許可相当と判断し、許可後に工事を行うよう指導しました。

続いて、5ページの追加議案、農地法第3条許可申請の1号です。申請地は、茨曾根の田、面積は2,358㎡で、農用地区域内です。契約内容は贈与による所有権の移転で、申請内容は譲渡人が労力不足のため、譲受人が相手方の要望とのことです。

続いて、3条許可申請の2号です。申請地は、大別當の畑、面積は360㎡で、農用地区域内です。契約内容は売買による所有権の移転で、申請内容は申請地を耕作している譲受人が経営規模の拡大を図るためとのことです。なお、1号、2号は、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことを確認しております。

以上で、第2調査委員会の報告を終わります。

議 長 事務局からの説明と調査委員長の報告が終わりました。それでは、議案第46号及び議案第47号、議案第48号、追加議案第49号について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長 ご質問、ご意見がありませんので、議案第46号についてお諮りいたします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声ですので、議案第46号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、許可すべきものと決定し、どちらも、3,000㎡を超える案件ではないことから、許可処分を行います。

つづきまして、議案第47号についてお諮りいたします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声ですので、議案第47号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、提案のとおり決定いたします。

つづきまして、議案第48号についてお諮りいたします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声ですので、議案第48号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、許可すべきものと決定し、いずれも3,000㎡を超える案件ではないことから、許可処分を行います。

つづきまして、追加議案第49号についてお諮りいたします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声ですので、追加議案第49号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、許可することに異議なしと決定いたします。

次に、報告事項に入ります。一括して事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

新潟市農用地利用配分計画(案)について説明します。こちらについては、農地中間管理機構から受け手の耕作者への賃借に関する内容となります。

資料3の新潟市農用地利用配分計画(案)をご覧ください。1枚めくっていただいて、令和3年11月の地区別実績表をご覧ください。新規の利用権設定について、白根地区、契約期間3年、件数1件、田、5,494㎡、契約期間10年、件数18件、田、103,500㎡、合計で件数19件、面積108,994㎡です。農地異動の合計も、同じく件数19件、面積108,994㎡となります。詳細につきましては、1枚めくっていただいて、1ページから4ページの1号から19号となります。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積については記載のとおりです。

続きまして、資料1、議案書6ページをご覧ください。農地の転用事実に関する照会書について、ご説明いたします。白根地区1件で、法務局からの照会です。現地を確認し、現況は非農地と回答いたしましたので、ご報告いたします。

続いて、議案書12ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、ご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区3件でございます。相続等によって農地の所有権を取得したとき、適正に農地として利用されるよう、届出が義務づけられたものです。今回、斡旋の希望はありませんでした。以上で、報告を終わります。

議長

事務局からの説明が終わりました。ただいまの説明についてご質問はありますか。

(質問なし)

議長

質問がないようですので、報告事項は承認されました。その他、委員の皆さまから何かございますでしょうか。

(特になし)

議長

ないようですので、本日の議事として提案いたしました議案及び報告事項については終了いたします。以上で11月定例総会を閉会いたします。

事務局から連絡事項をお願いします。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 原 平 一

署名委員 阿 部 源一郎

署名委員 阿 部 信 哉